

私立学校の避難所指定等の状況調査記入要領 (様式2-2-4)

本調査は、私立学校の避難所指定等の状況について把握を行い、今後の施策の検討における基礎資料とするために行うものです。(本調査結果そのものを公表することはありません)

【調査対象】

令和2年4月1日現在で開学している私立の幼稚園（学校法人立・学校法人立以外（財団法人立、社団法人立、宗教法人立、その他の法人立及び個人立））、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（学校法人立等・社会福祉法人立）を対象とします。

いわゆる休校中（休園中）の学校は対象外とします。

【調査時点】

令和2年4月1日現在

【調査内容】

1. 避難所指定等の状況について学校単位で記入してください（施設単位ではありません。）。
※同一法人で複数の学校種を設置している場合や、複数の学校種で同一キャンパス、同一施設を使用している場合には、学校ごとに回答すること。
2. 以下の調査項目ごとに、該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」を記入願います。
※複数のキャンパスのうち、一部のキャンパスのみが該当するような場合でも「○」を選択すること。

<調査項目>

①「指定避難所」に指定

災害対策基本法49条の7に規定する「指定避難所」として、市町村長から指定を受けた施設が存在する。

②「指定緊急避難場所」の指定

災害対策基本法49条の4に規定する「指定緊急避難場所」として、市町村長から指定を受けた施設又は場所が存在する。

③帰宅困難者等の受入れ施設として登録

①②の指定を受けていないが、帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設等として地方公共団体へ登録されている。（地方公共団体のHP等で公開されている。）

④防災計画等での「地域住民等の受入れ」を規定

①～③の指定等の有無に関わらず、学内の防災計画等で自学施設を「災害発生時に地域住民や帰宅困難者等を受入れる施設」として規定している。（大学のHP等で公開されていることが望ましい。）

※学内での意思決定（理事会、学内稟議等）がされていない場合は「×」で回答してください。

⑤今後の避難所指定等の要請を受けた場合は受入れ予定

現在は①～③の指定等を受けていないが、今後、①～③への指定等を要請された場合は積極的に協力していく予定である。（自ら地方公共団体に働きかけて指定等を受けようとする場合を含む。）

※回答が×の場合は、右欄に理由を記入すること。

※学内での意思決定（理事会、学内稟議等）がされていない場合は「×」で回答してください。

⑥水・食料・毛布等の支援物資を備蓄

①～③の指定等の有無に関わらず、水・食料・毛布等の支援物資を備蓄しており、必要があれば地域住民や帰宅困難者等に積極的に提供する予定である。

<参考>

● 指定避難所とは

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、市町村長が指定する（災対法第49条の7関係）。

指定避難所は、以下の全ての条件を満たす必要がある

（災対法施行令第20条の6関係）。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ・速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能なものであること。

・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。

・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

なお、避難所のうち主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させるものについては、上記のほかに、

・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

・災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。

・災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

が必要となる。

● 指定緊急避難場所とは

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災対法第49条の4関係）。

※『災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～（平成26年3月学校施設のあり方に関する調査研究協力者会議）』より抜粋

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm